

1
日清修好条規と台湾出兵



「鮮齋永濯 總理衙門に於て支那の大臣等和議の約書を出す図」[明治八年、村井静馬(編輯)亀井至一(石画)玄々堂(製造)延寿堂(発行)](河野実等編集『描かれた明治ニッポン-石版画(リトグラフ)の時代-展図録』より)

柳原前光 枢密顧問官、伯爵
京都生まれ。明治維新後、外務
権大丞。明治三年七月、修好条
約予備交渉のため清国に派遣さ
れ、翌四年四月全権辦理大臣伊
達宗城の副使として再び渡清し
て天津で李鴻章と会見し修好条
約を締結。同六年副島種臣全権
大使にも随行。七年二月清国駐
節特命公使に任じられ、大久保
利通の北京談判を補佐。のち駐
露公使（一八五〇—一八九五）
（下中弥三郎編『大人名事典』
第六卷 平凡社 昭和二十九年
六月より抄録）

伊達宗城 伊予宇和島藩
主。一橋慶喜を將軍継嗣に推
し、また井伊大老の条約調印
に反対したことにより隠居。
一八七一年（明治四）欽差大
使として清国に使い、日清修
好条規を締結。（一八一八—
一八九二）『広辞苑』第四版）



大日本国大清国修好条規

一八七一年、明治四年七月二十九日 調印。
一八七三年、明治六年三月九日 批准

【解説】維新以前、幕末には、清国の商船の入港が認められていたのは長崎港にかぎられ、商人は上陸して貿易をおこなうことができたが、滞在する建物は指定されていた（唐人屋敷）。

徳川幕府は清国にたいし、上海において日本の商人にも同様の待遇をみとめることを要求、一八六八年、明治元年に、清国より明治政府の長崎府にたいし承諾の返事があった。

徳川幕府の交渉をひきついで、明治政府は一八七〇年、明治三年六月、外務権大丞柳原前光を派遣し交渉させた。翌年、大蔵卿伊達宗城が全権大使、柳原が随員として清国に赴いた。

これよりさき、一八五八年、安政五年、徳川幕府はアメリカと、「日米修好通商条約」を結び、さらに同じ趣旨で、オランダ、イギリス、フランスとも条約を結んだ。いずれも、（一）開港、開市のほか、（二）外国人の居留と公使、領事駐在、（三）自由貿易、（四）領事、（五）関税、について規定、治外法権をみとめ（居留地区に主権が及ばず、領事裁判権をみとめる）、関税自主権のない不平等条約であった。

日本は、この不平等条約を逆に清国にみとめさせようと努力したが、清国はつけいれず、両者対等の条約となつた。

第二条は、軍事的援助もありうる同盟をうたつており、これは清国が要求したものであった。また、日本は当時、土族の帯剣をみとめていたから、第十一条の規定はこれと抵触するものであった。

大日本国と大清国は古来友誼敦厚なるを以今般一同旧好を修め益邦交を固くせんと欲し、

大日本国欽差全権大臣従二位大蔵卿 伊達

大清国欽差全権大臣辦理通商事務太子太保協辦大学士

兵部尚書直隸總督部堂一等肅毅伯 李

各奉じたる上諭の旨に遵い、公同會議して修好条規を定め、以て双方信守し、久遠替らざる事を期す。其議定せし各条左の如し。

第一条 此後大日本国と大清国は弥和誼を敦し、天地と共に窮まり無るべし。又兩國に属したる邦土も、各礼を以て相待ち、聊侵越する事なく永久安全を得せしむべし。

第二条 両国好を通ぜし上は、必ず相関切す。若し他国より不公及び輕藐する事有る時、其知らせを為さば、何れも互に相助け、或は中に入り、程克く取扱い、友誼を敦くす

友誼 友人のよしみ
敦厚 人情の厚いこと
旧好 昔なじみ。
欽差 天子の使者
直隸 直隸省。ほぼ現在の河北省
皇帝直轄の地として、この省の
長官である総督はとくに重要な
地位にあった。李鴻章は漢人と
して、はじめて任じられた。
李 李鴻章
上諭 詔勅
久遠 永遠
第一条 日中間の理想をのべて
いる。第二条、第三条もていね
いにあるべき関係をしるしてい
る。
和誼 平和と友情
聊 すこしも
侵越 他国の領分に国境を越えて
入りこむこと。
関切 関心をもちて情誼をつくす。
輕藐 輕視する。
中に入り 両者の中間に立つて。

政事＝内政。

己国＝自国。

自主の権＝国家が国家の発達自行の目的を遂行するために意思を主張する権利。

彼此＝あちらこちら。

代謀＝政府が政策を決めること。

代は民衆の代わり。

干預＝あることを放置せず手を下す。

土人＝土民。その土地で生まれそこに住んでいる人。

秉権大使＝全権を委任された大使。

召具＝めしつれる。

京師＝みやこ。

入費＝費用。

行李＝荷物。

飛脚＝信書物件を遠方に伝える人。

客礼＝職位の低いものは上位の者をていねいにとりあつかう。

職掌＝自分の担当のこと。

直達＝直接伝える。

出会＝出むいて会うこと。

名帖＝名刺。名簿。

假冒＝名をかたる。

好み＝仲のよい関係。

商民＝商人と一般人。

章程＝規則。

遵守＝きまりや先例にしたがつてそれを守る。

理事官を差置き＝領事、総領事を派遣して駐在させ。

産業＝土地家屋などの不動産。

律例＝法律。

糾辨＝罪を正して裁くこと。

願書体＝願ひ奉るといった文体。

理解＝双方のいい分を聞いて仲裁する。

欠落＝（盗賊が）逃亡してみあたらない。

吟味＝罪をとりしむべきこと。

官により償う＝盗難による損害を政府が弁償する。

刀剣類＝日本が廢刀令をだし、帯刀を禁止したのは一八七六年、明治九年三月、ただし、軍人と警官は帯刀をみとめられた。

暫居＝しばらくのあいだ住むこと。

人別＝ひとりひとり。

官途に就く＝役人になる。

法度＝規則。規。

查明＝しらべあきらかにする。

へし。

第三条 両国の政事禁令 各異なれば、其政事は己国自主の権に任すべし。彼此に於て何れも代謀干預して禁じたる事を、取り行わんと請ひ願つ事を得ず。其禁令は互に相助け、各其商民に諭し、土人を誘惑し、聊違犯あるを許さず。

第四条 両国秉権大臣を差出し、其眷属隨員を召具して京師に在留し、或は長く居留し、或は時々往来し、内地各処を通行する事を得べし。其入費は何れも自分より払うべし。其地面家宅を賃借して大臣等の公館と為し、並びに行李の往来及び飛脚を仕立書状を送る等の事は、何れも都合なき様世話いたすべし。

第五条 両国の官位何れも定品有りといえども、職を授る事各同じからず。因彼此の職掌相当する者は、応接及び交通とも均く对待の礼を用ゆ。職卑き者と上官と相見するには客礼を行い、公務を辨ずるに付ては、職掌相当の官へ照会す。其上官へ転申し直達する事を得ず。又双方礼式の出会には、各官位の名帖を用う。凡両国より差出したる官員初て任所に到着せば、印証ある書付を出し見せ、假冒なき様の防ぎをなすべし。

第六条 此後両国往復する公文、大清は漢文を用い、大日本は日本文を用い漢訳文を副うべし。或は只漢文のみを用い其便に従う。

第七条 両国好みを通ぜし上は、海岸の各港に於て彼此に場所を指定め、商民の往来貿易を許すべし。猶別に通商章程を立て、両国の商民に永遠遵守せしむべし。

第八条 両国の開港場には、彼此何れも理事官を差置き、自国商民の取締をなすべし。

凡家財、産業、公事、訴訟に干係せし事件は、都て其裁判に帰し、何れも自国の律例を按して糾辨すべし。両国商民相互の訴訟には、何れも願書体を用う。理事官は先ず理解を加え、成文け訴訟に及ばざる様にすべし。其儀能わざる時は、地方官に掛合い双方出会し公平に裁断すべし。尤盗賊欠落等の事件は、両国の地方官より召捕り吟味取上げ方致すのみにして、官より償う事はなざるべし。

第九条 両国の開港場に若し未だ理事官を置ざる時は、其人民貿易何れも地方官より取締世話すべし。若し罪科を犯さば、本人を捕て吟味を遂げ、其事情を最寄開港場の理事官へ掛合い律を照して裁断すべし。

第十条 両国の官吏、商人は諸開港場に於て、何れも其地の民人を雇い雑役、手代等に用ゆる事、勝手に為べし。尤其雇主より時々取締を為し、事に寄せ人を欺く事なからしめ、別して其私言を偏聴して事を生ぜしむべからず。若し犯罪の者有らば、其地方官より召捕り糾辨するに任せ、雇主より庇う事を得ず。

第十一条 両国の商民、諸開港場にて彼此往来するに付ては互に友愛すべし。刀剣類を携帶する事を得ず。違う者は罰を行い、刀剣は官に取上ぐべし。又何れも其本分を守り、永住暫居の差別無く、必ず自国理事官の支配に従うべし。衣冠を替え改め、其地の人別に入り官途に就き、紛わしき儀有る事を許さず。

第十二条 此国の人民、此国の法度を犯せし事有て、彼国の役所、商船、会社等の内に隠れ忍び或は彼国各処に潜り居る者を、此国の官より查明して掛合越さば、彼国の官にて早速召捕え、見遁す事を得ず。囚人を引送る時は、途中衣食を与え、凌辱す

凌虐^レ あなどつてむしく扱^フう。

開港場^ニ 条約または法例で、外国との通商、貿易を許された港。

兇徒^ハ 悪者の仲間。

劫奪^ハ おどして奪^ヒ取る。

格殺^{シテ} 論なし^ニ 打ち殺してもかまわぬ。「ウチコロシ」は原文のルビ。以下片仮名のルビは原文のもの。

査驗^ハ しらべて証拠たてる。

情由^ハ 事のわけ。

査照^ハ とりしらべる。

内地^ハ 奥地。

地方官^{……} 二つまり居住地本国の官吏が制裁するということ。

誘結^ハ いざなつてむすびあつ。

通謀^ハ いっしょになつて、はかりごとをたくらむ。

査拿^ハ 捕らえて取り調べる。

会審^ハ 立ちあつて審判する。

兵船^ハ 軍艦。

へからず。

第十三条 両国の人民、若し開港場に於て兇徒を語合ひ、盜賊悪事をなし、或は内地に

潜み入り、火を付け、人を殺し、劫奪を為す者有らば、各港にては地方官より嚴く捕え、

直に其次第を理事官へ知らすべし。若し兇器を用て手向いせば、何れに於ても格殺し

て論無かるべし。併し之を殺せし事情は、理事官と出會して一同に査驗すべし。若し

其事内地に發りて理事官自ら赴き査驗する事届きかぬる時は、其地方官より実在の

情由を理事官に照會して査照せしむべし。尤縛して取りたる罪人は、各港にては地

方官と理事官と會合して吟味し、内地にては地方官一手にて吟味し、其事情を理事官

に照會して査照せしむべし。若し此国の人民、彼国に在て一揆徒党を企て十人以上の

数に及び、並びに彼国人民を誘結通謀し害を地方に作すの事有らば、彼国の官より早

速査拿し、各港にては理事官に掛合ひ會審し、内地にては地方官より理事官に照會

して査照せしめ、何れも事を犯せし地方に於て法を正すべし。

第十四条 両国の兵船開港場に往來する事は、自国の商民を保護する為めなれば、都

て未開港場及び内地の河湖支港へ乗入る事を許さず。違つ者は引留て罰を行つべし。

尤風に遇い難を避るために乗入りたる者は此例にあらず。

第十五条 此後兩國若し別國と兵を用ゆる事有るに付、防禦致すべき各港に於て布告を

なせば、暫く貿易並に船隻の出入を差止め、誤て傷損を受けざらしむべし。亦平時に

於て大日本人は大清の開港場及び最寄の海上、大日本人は日本の開港場及び最寄の海

上にて、何れも不和の國と互に争鬪搶劫する事を許さず。

第十六条 両国の理事官は、何れも貿易を為す事を得ず。亦条約無き國の理事官を兼勤

する事を許さず。若し事務の計い方、衆人の心に叶わざる実抛有らば、彼此何れも書

面を以て秉權大臣に掛合ひ、查明して引取らしむべし。一人事を破るに因て兩國の友

誼を損傷するに至らしめず。

第十七条 兩國の船印は各定式あり。万一彼國の船、此國の船印を假冒して私に不法の

事を為さば、其船並に荷物をも取上ぐべし。若し其船印、官員より渡したる者ならば、

其筋に申立、官を罷めしむべし。亦兩國の書籍は、彼此誦習わんと願わば互に売買す

る事を許すべし。

第十八条 兩國議定せし条規は、何れも預め防範を為し、偶嫌疑を生ずるを免れしめ、

以て講信修好の道を尽す所なり。是に因て兩國欽差全權大臣、証拠の爲め先ず花押調

印を為し置き、兩國御筆の批准相濟み互に取替わせし後に、即ち版刻して各処に通行

し、彼此の官民に普く遵守せしめ、永く以て好みを為すべし。

明治四年辛未七月二十九日 花押

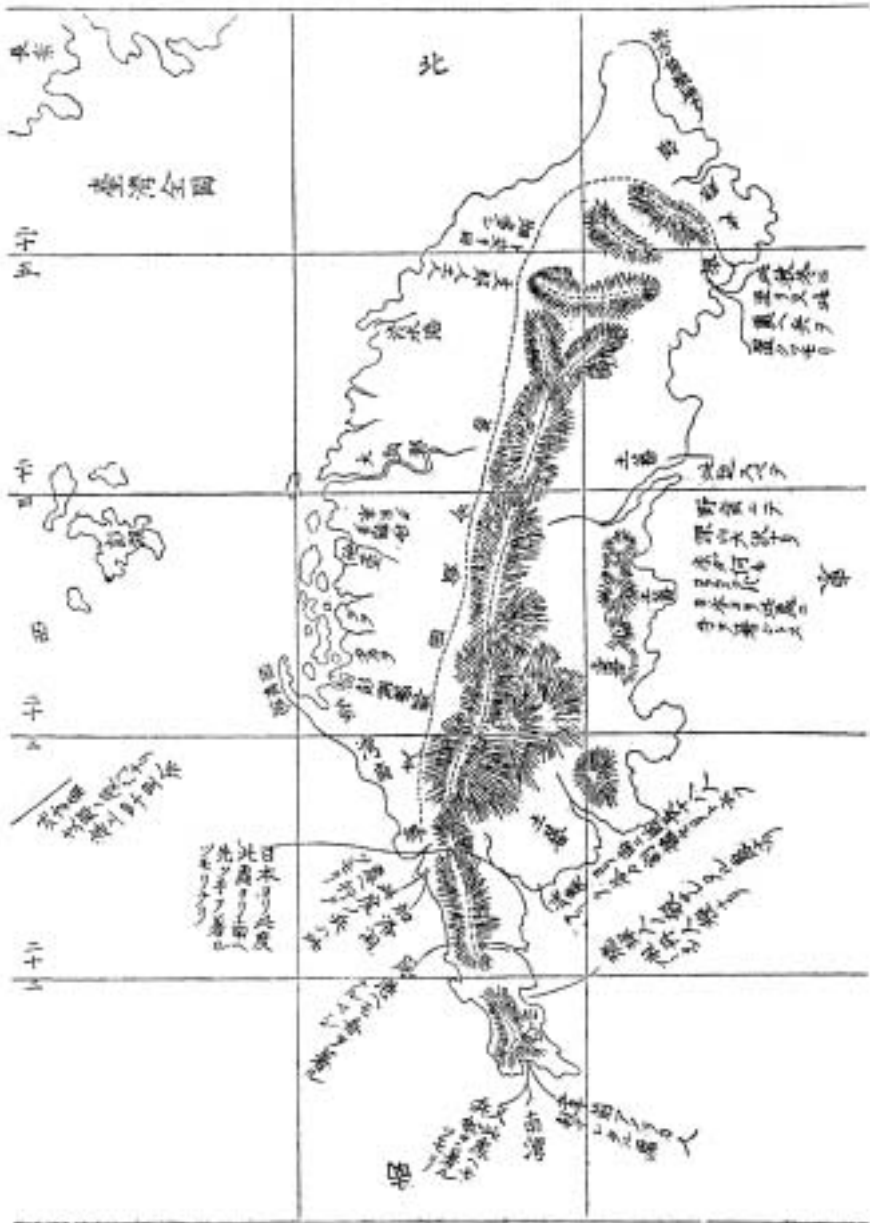
同治十年辛未七月二十九日 花押

防範^ハ 用心。
嫌疑^ハ 仲の悪いこと。
御筆^ハ 天皇や皇帝がみすから筆をひくこと。
版刻^ハ 出版。以前は木版だったので、版木に文字を刻したことから、こういふ。
通行^シ …… 配付し、周知徹底させぬ。

辛未^ハ かのとひび。

(出所) 国立公文書館「大日本国大清国修好條規」。参考) 外交時報社編『支那及び滿洲關係 條約及公文集』 外交時報社 昭和九年十一月。外務省編『日本外交年表並主要文書』 上巻 原書房

昭和四十年十一月)。



台湾全図（『東京日日新聞』明治七年五月十五日、「台湾情報」第七号の付図 より）

日清両国間互換條款

一八七四年、明治七年十月三十一日 調印。
正式には「互換條款」とのみ。

牡丹社「台湾の東側、最南端近くの村。現、牡丹村。次頁の地図参照。」



（奕訢）

【解説】「日清修好条規」を結んだ三年後、日本は台湾に出兵し、その結果として本「互換條款」を結んだ。日本の台湾出兵は、琉球漁民遭難を口実とするものであった。

琉球漁民遭難というのは、一八七四年、明治七年十一月に、琉球の漁民六十六人が台湾の牡丹社に漂着したところ、原住民が襲撃、五十四人が殺害された事件である。事件は翌年になつてようやく、北京駐在の日本公使から報告された。

琉球は五百年まえから王国を形成、中山王を称していた。明王朝に朝貢し、琉球王に封じられた。明、清の年号を用い、儒教を学び、科挙の試験にも応試している。

いっぽう、薩摩藩は琉球の特産物に注目し、役人を派遣して貢租をとりたてていた。

明治政府は一八七二年、明治五年、琉球藩とし琉球王尚泰を琉球藩主とし、華族に列した。明治八年には朝貢、慶賀の使節を清国に派遣することを禁じ、年号も「明治」を使用するよう命じた。一八七九年、明治十二年、廃藩置県を布告、琉球藩を沖縄県とした。

琉球漁民の遭難が伝わると、旧薩摩藩の旧士族は激昂、台湾を征伐せよと唱えた。

奕訢「一八三二丁九八。清末洋務派の首領。愛新覺羅氏。道光帝の第六子。一八五一年（咸豐元年）恭親王に封じられる。六〇年英仏連合軍の北京攻略の際、全権大臣を任じ、英、仏、露とそれぞれ「北京条約」を結んだ。一八六一年総理各国事務衙門を主宰し、咸豐帝の死後、外国侵略者の支持のもとに慈禧太后（西太后）と共謀して祺祥政変をおこす。議政王および一切の職務を剝奪。総理衙門大臣、軍機大臣等に復職したが、勢力は衰えた。八四年光緒十年、中仏戦争に際し再度慈禧太后により解任。九四年中日甲午戦争中、再び総理衙門大臣、軍機大臣、軍務監督に任じられ、政局を主宰。戊戌変法のはじめ病死（『辞海』一九八九年版）

総理各国事務「外国との交渉を担当するということ。外務省に当たる。総理各国事務衙門」が設置されたのは一八六一年、清の咸豐十一年のことであった。

理藩院「蒙古、チベット、新疆各地の少数民族にかんする事務を扱った。一六三八年、崇徳三年に設けられた。尚書、侍郎などの官をあわ。」
成「成林」
尚書「省の大臣に当たる。侍郎は尚書の次で一人おく。次官」
崇「崇煇」
董「董恂」
宝「宝鋆」
和碩「はじめ八旗の首領。のち、親王に封じられたものの称号。」
毛「毛昶煦」
沈「沈桂芬」
頂戴「官吏の帽子の飾。官等によって異なる。左侍郎の官等より高い頭品の待遇であることを示す。」
崇「崇厚」
夏「夏家錫」
辦法「法をわきまえる。文拠「証拠となる文書。照し得たり」公用文のきまり文句。表題のあと、本文に入るまえに「照得」と記す。さて、査辨「調査して判別する。何国……何国」Aの国で事件が発生したなら、A国が調査処理する。

外務卿副島種臣は、「日清修好条規批准書」交換のため北京に赴き、柳原前光公使に清国外務当局と交渉させた。清国側は「台湾人が清の属国民を殺したことは知っている」と答えた。また、「台湾は清国領であるが、蛮族は化外の民で、清国の政のおよばないところである」と答えた。これは、琉球人は清国人であると主張するとともに、台湾は清国の版図内にあるとしても、清国の政治支配が及んでいないことをみとめた、ととる事ができる。

かくて、明治七年二月、明治政府は台湾遠征軍派遣を決定、四月、西郷従道を台湾蛮地事務都督とした。弟従道に要請された西郷隆盛は旧薩摩藩の士族三百人を編成、遠征軍に加えさせた。遠征軍は三千六百人に達し、五月、軍艦四隻に分乗、長崎を出港した。

イギリス、アメリカははじめ各国公使は、これを戦争とみなすと通告した。
「互換条款」に「保民義拳」（民を保護するための正義のおこない）といれたことにより、琉球は日本に属することと、「台湾生番」（台湾の野蛮人）と呼んだことで、台湾の住民は清国本土の民衆と同等にあつかわれなことが、相互に承認されたわけである。また日本は、清国が遭難した漁民に見舞金を支払うが、賠償金は支払わないことをみとめたことにより、このたびの軍事行動を正当であるとは主張できないことを自認したわけである。

ここにかかげた訓読文は編者の責任において手を加え読みやすくしたが、当時の文体をいちじるしく変更することは避けた。

大日本全権辦理大臣參議兼内務卿

大久保

理藩院	右侍郎	成
工部	尚書	崇
戸部	尚書	董
軍機大臣協辦	大学士吏部尚書	宝
和碩	恭親	王
軍機大臣	大学士管理工部事務	文
吏部	尚書	毛
軍機大臣	兵部尚書	沈
頭品頂戴	兵部左侍郎	崇
三品頂戴	通政使司副使	夏

條款を會議し、互に辦法の文拠を立るを為めの事。

照し得たり、各国人民応に保護して害を受くるを致さざるべきの処有れば、応に各
國由り自ら法を設け保全を行うべし。何国に在りて事有るが如きは、応に何国由り自
ら査辨を行うべし。

茲に台湾生番曾て日本国の属民等を持つて妄りに害を加うる事を以て、日本国の
本意は、該番を是れ問うが為め、遂に兵を遣り彼に往き、該生番等に向い詰責をなせり。
今清国と、兵を退き、並に後を善くする辦法を講明し、三条を後に開列す。

一、日本國、此次辨する処は、原と民を保つ義拳の為めに見を起す。清国指て以て不是
と為さず。

生番「生番、教化に服さない異民族、台湾の原住民である高山族（高砂族）中、漢族に同化しなかつたものを、清朝は熟番と区別して「生番」と呼んだ。該「その」詰問す「問い詰める。清国「清国側文書では美称で「中国」と表記している。以下同後を善くする辨法「前後策。議明「議論して明らかにする。辨ずる「ややこしいことを処理する。」

民を保つ「人民を保護する。義拳「正義のおこない。為「……起見「……のためにおこなう。たもの。起見は意見を立てる。不是「悪いこと。撫恤の銀両「見舞金。

道を修め房を建つる……「道をつくり、家を建てる。日本軍がつけた道路と建物はそのまま残して清国がこれを使用するので、その代金を支払う。籌補「評価して補償する。議辨「相談する。

永く論を罷む「これを結論とし、以後はとやかくいわない。註銷「とり消す。無効にする。航客「船で旅や漁業をする人。



大久保利通「明治維新の功臣。薩摩藩士。旧名、一蔵。号は甲東。版籍奉還・廢藩置県を敢行。征韓論に反対。参議・大蔵卿・内務卿を歴任。明治政権の中心人物として、その強化発展に努めた。島田一郎らに暗殺される。(一八三〇—一八七八) (『広辞苑』第四版) 「台湾出兵の後始末のため、八月一日、全権弁理大臣となり、九月十日、清国着。十月三十一日、清国全権とのあいだに「日清両国間條款及互換憑單」を結んだ」(外務省外交資料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』田村貞雄稿抄録)

二、前次、有る所の害に遇う難民の家は、清国定て撫恤の銀両を給すべし。日本有する所の該処に在て、道を修め房を建る等の件は、清国留めて自ら用ゆるを願ひ、先ず籌補を議定するを行ひ、銀兩は別に議辯する拠有り。三、有る所の此の事につき、両国一切来往の公文は彼此撤回して註銷し、永く為に論を罷む。該処の生番に至つては、清国自ら宜く法を設け、妥く約束を為すべし。以て永く航客を保ち、再び凶害を受けしむ能わざる事を期す。 同治十三年九月二十二日 明治七年十月三十一日

衙門諸大臣 花押
大久保大臣 花押
柳原公使 花押

(出所「国立公文書館「処蕃始末 甲戌十一月之九・第七十九冊」。参考「外務省編『日本外交文書 明治期』第七卷 昭和三十年七月。『東京日々新聞』明治七年十一月十八日)

日清両国間互換條款互換憑單

一八七四年、明治四年十月三十一日調印。
正式には「互換憑單」とのみ。

大日本全権辦理大臣参議兼内務卿 大久保

大清欽命總理各國事務

理藩院右侍郎	成
工部尚書	崇
戸部尚書	董
軍機大臣協辦大學士吏部尚書	寶
和碩恭親王	王
軍機大臣大學士管理工部事務	文
吏部尚書	毛
軍機大臣兵部尚書	沈
頭品頂戴兵部左侍郎	崇
三品頂戴通政使司副使	夏

互換^レ相互にとりかわす。
憑単^レ証明書。賞書。

台番^レ台湾の生番。
威大臣^レ駐清英国代理公使
ウエード。

従前^レさきに。

台地^レ台湾の地。

十萬兩^レ台湾の生番のために被
害を被ったものに見舞金とし
て十萬兩を支払つ。

四十萬兩^レ台湾の地で、日本が
つくった道路、建てた建物な
どは、今後中国が使用したい
ので、そのための費用四十萬
兩を中国は支払つ。
退き尽す^レ撤退しつくす。

憑單を會議する為の事。

台番の一事、現在業^すに英国^{ウクト}威大臣^とと共に議明し並に本日互に辦法文拠を立つるを経た
り。日本国、従前害を被^こむる難民の家、清国先ず撫恤銀十萬兩^{テール}を給す。又日本兵を退く
や、台地に在^ありて、有る所の道を修^おめ、房を建つる等の件、清国留めて自ら用ゆる事を願
い費銀四十萬兩^{テール}を給す。

亦^また議定を経て、

日本国、明治七年十二月二十日、清国同治十三年十一月十二日に於て、

日本全く退兵を行うを、清国全数付給する事を准^ゆす。均^{ひと}く期^{あや}を愆^まつを得ず。

日本国兵未だ全数退き尽すを経ざるの時は、清国銀兩も亦^また全数付給せず。

此を立て拠^よりと為し、彼此各一紙を執^とりて存照す。

同治十三年九月二十二日 明治七年十月三十一日

衙門諸大臣	花押
大久保大臣	花押
柳原公使	花押

(出所^レ同前。参考^レ外務省編『日本外交文書』明治期第七卷 昭和三十年七月。『東京日々新聞』明
治七年十一月十八日)